

おしえて!

就学相談

特別支援教育相談センター



就学相談とは…

お子さま一人一人の能力や特性、障害の状態に応じて、お子さまの可能性を最大限に伸ばし、すこやかな成長を図るために、最もふさわしい学びの場を保護者様と一緒に考え、適切な就学先を決定します。

☆こんな方が対象です。

- ・就学予定者(年長児)のうち、特性や障害により、学校教育上特別な配慮が必要な方
- ・小学6年生で特別支援学級に在籍している方
- ・小・中・特別支援学校に在籍していて、就学先の変更を希望する方

◆お子さまの様子を整理してみましよう

- ・トイレに一人で行けるようになってほしい…
- ・ことばの理解がむずかしい…
- ・自分の気持ちを伝えることが苦手…
- ・友だちと一緒に過ごすことが苦手…
- ・気持ちの浮き沈みが激しい… など

本人が楽しく通って力を伸ばせることはどこかしら…



それぞれの学校や学級では、どんな時間割でどんな学習をしているのだろう…

◆いろいろな学びの場を知りましよう

- ・特別支援学校
知的障害、肢体不自由、病弱の種類で市内に8校あります。
- ・特別支援学級
知的障害、自閉症・情緒障害、難聴、病弱・身体虚弱の学級が小・中学校に設置されています。
※全ての学校に設置されているわけではありません。

就学相談では、お子さまの様子について面談、心理検査、園(所)・学校等の資料をもとに整理し、学校教育におけるお子さまの成長を一緒に考えます。また、さまざまな学校や学級の生活、学習についても情報提供し、保護者様の意向を聞きながら、適切な学びの場を一緒に決めていきます。

*『北九州市の特別支援教育』(リーフレット)

特別支援学校の障害の種類や指導内容、特別支援学級の設置状況については、特別支援教育相談センターのホームページにあるこちらのリーフレット(PDF)をご覧ください。



就学相談の流れ

① お知らせ

▶4月

市政だより・北九州市ホームページにてお知らせします。

- ・お子さまの就学先を決めることはとても大切なことです。申し込まれる前に、ご家族や園(所)・学校としっかりご相談されてください。必要に応じて、医療機関等の意見も参考にしましょう。
- ・『北九州市の特別支援教育』(リーフレット)に、特別支援教育や特別支援学校、特別支援学級について詳しく記載されていますので、ぜひご覧ください。(特別支援教育相談センターホームページより)

② 申込み

▶4月25日(木)～

電子申請による申込み(PC・スマートフォンから手続きができます)



<申込みの手順>

- (1) 申し込むことを園(所)・学校に伝える(事前にしっかりと相談しておきましょう)。
- (2) 保護者から電子申請で申し込む。
- (3) 園(所)・学校から電子申請で申し込む。
- (4) 保護者と園(所)・学校の両方の申込みを確認でき次第受付は完了です。

同じタイミングで(1週間以内)

※電子申請が難しい場合(紙面での申込み)

【電子申請以外の申込み】から様式をダウンロードして、記入(入力)の上、用紙を所属の園(所)・学校にお渡しください。園(所)・学校からのご提出となります。

<電子申請の手順>

特別支援教育相談センター
ホームページ

↓
就学相談事業

↓
【電子申請による申込み】

↓
就学相談申込
申込みフォームに入力

年長・小6

6月30日(日)

年長・小6以外の学年

7月31日(水)

※現在、特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍し、通常の学級へ転籍を希望する児童生徒は
12月23日(月)まで受け付けます。

③ 日程案内

▶随時(申込み後、数か月程度お待ちいただく場合があります。)

特別支援教育相談センター担当者から保護者へ直接連絡します。

- ・申込み受付が完了した方から随時連絡します(数か月程度お待ちいただく場合があります)。
- ・相談会の日程については担当者から提案します。なるべく保護者様のご都合を考慮しますが、必ずしもご希望に添えないことがあります。ご協力の程よろしくお願ひします。
- ・申込み時期や学年によっては、10月以降のご連絡になる場合があります。
- ・ご連絡の際に、申込み内容の確認をさせていただく場合があります。医療機関の受診や心理検査実施の有無など、就学相談に関することをお尋ねすることがあります。
- ・申込み内容を確認後、条件を満たしている場合は、面談等を実施せず、電話連絡と書類審査で手続きを行うことがあります。その際は、担当者からの連絡の時に、保護者様に確認を取らせていただきます。



④ 相談会

▶4月～12月(以下のいずれかの相談会へご案内いたします)
面談、心理検査、必要に応じて医療相談等を行います。

就学相談会

対象:全員
日時:平日 9:00～17:00
場所:特別支援教育相談センター
(小倉南区)
<西地区>
日時:平日(指定日)9:30～17:00
場所:教育センター(八幡西区)

- ・相談は1時間～1時間半程度です。保護者様との面談とお子さまの心理検査(行動観察)を行います。
- ・特別支援学級(自閉症・情緒障害)への入級など、必要に応じて医療相談をご案内する場合があります。
- ・<西地区>の相談会には主に八幡西区、若松区在住の方をご案内します。指定日となるため、ご協力をお願いします。

定期就学相談会

対象:医療相談を必要とする方
日時:(日曜日) 9:00～12:00
8/25、9/8、9/29、
10/20、11/10
場所:小倉総合特別支援学校
(小倉南区)

- ・医師による診察を伴う相談を行います。主に肢体不自由、病弱、視覚障害、聴覚障害のある方、医療的ケアの必要な方、重度・重複障害のある方などをご案内します。
- ・全5回の実施予定です。指定日となるため、ご協力をお願いします。

夏期就学相談会

対象:主に年長児と小学6年生
日時・場所
8/1、8/2 9:00～12:00
小池特別支援学校(若松区)
8/7、8/8 9:00～12:00
門司総合特別支援学校(門司区)

- ・就学相談は基本的に次年度の就学先決定のために行います。そのため**年長児(新小学1年生)**と**小学6年生(新中学1年生)**を優先的に行います。
- ・年長児と小学6年生以外の学年の方は、10月以降の相談実施になる場合があります。

⑤ 判定結果

▶相談後1～2か月
教育支援委員会(医療・福祉・教育関係者等)による協議の結果(判定結果)について担当者から保護者へ連絡します。

⑥ 就学先決定



判定結果に同意の場合

判定結果と異なる場合

相談継続(再面談等)

就学先の決定(該当の学校に特別支援教育相談センターから連絡します。)

【ご注意】 特別支援学級は、通常の学級と同じく、居住地の校区の学校が原則となります。校区の学校に該当の特別支援学級が設置されていない場合は、近隣の指定校へ就学することになります。また、特別支援学校にも通学範囲があります。

⑦ 就学通知

▶1月以降
就学通知書が該当する学校へ送付されます。
※ 新小学1年生の方は、ご自宅へ就学通知書が送付されます。
※ 校内での転籍については、就学通知書は送付されません。

よくあるご質問



よく分からないことや心配なことがありましたら、所属の園（所）・学校もしくは特別支援教育相談センターへお尋ねください。

○ 申込みについて

Q 1.障害や診断があっても、通常の学級を希望する場合は、申し込まなくてもよいですか？

通常の学級のみをご希望の場合は、申し込む必要はありません。ただし、通常の学級で可能な支援（合理的配慮）には限りがあります。園（所）・学校、必要に応じて医療機関等とよく話し合われて、適切な学びの場について十分にご検討ください。

Q 2.通常の学級を含め、複数の希望を書いてもよいですか？

はい。第3希望までご記入ください（第1希望のみでも可）。相談の際に保護者様のお気持ちを聞き、学びの場の違いについてご説明します。

Q 3.申込み後のキャンセルはできますか？

本人、保護者、園（所）・学校と十分話し合った上で、キャンセル（取下げ）される場合は、園（所）・学校を通じて必ず特別支援教育相談センターへご連絡ください。

○ 相談会について

Q 4.申込み後、相談日はいつごろ決まりますか？

相談時期は、先着順ではありません。就学相談は、年長児・小学6年生を優先して行います。また、希望する就学先によって相談時期が変わります。そのため、申込み後、数か月お待ちいただく場合があります。担当者から電話で直接連絡します。相談日については、担当者が保護者様に直接電話連絡し、日程をご提案しますので、日程調整のご協力をお願いします。保護者様の希望も可能な限りお伺いします。

Q 5.相談会で必要な書類などはありますか？

療育手帳等をお持ちの方はご持参ください。また、必要に応じて過去の心理検査の結果や医師の診断書等をお願いすることがあります。

Q 6.病院や子ども総合センターで心理検査をすでに受けた場合でも心理検査はするのですか？

一定期間内に心理検査を受けている場合は、相談会での実施はしません（病院や子ども総合センターと連携します）。ただし、お子さまの実態から改めて心理検査を行った方がよい場合、別の心理検査を行う必要がある場合などは実施することがあります。

Q 7.日程変更や体調不良等で欠席する場合はどうしたらよいですか？

なるべく早めに特別支援教育相談センターへご連絡ください。改めて日程調整をします。

Q 8.相談会には何度も参加する必要があるのですか？

基本的には1回の参加となります。ただし、就学先について複数回相談を重ねる場合もあります。また、医療相談が必要となる方には、別途医師との面談に参加していただく場合があります。

Q 9.書類審査とはどのようなものですか？

療育手帳や医師の診断書等があり、本人、保護者の希望と園（所）・学校の意見が一致しているなど、条件を満たしている場合は、面談をせず電話連絡による確認と書類審査で手続きを行うことができます。該当の方には担当者からご提案します。

○ 就学先決定について

Q10.判定が保護者の希望と違う場合はどうなるのですか？

保護者様の合意が得られるまで話し合います。お子さまにとって適切な学びの場について、十分に検討します。必要に応じて関係機関から情報収集したり、園（所）・学校にお子さまの状況を確認したりします。保護者、学校、教育委員会でケース会議等を開く場合もあります。

Q11.就学先を決定した後に変更することはできますか？

基本的にはできません。合意をする際は、十分検討された上でお決めください。

Q12.特別支援学校や特別支援学級はどここの学校でも希望できますか？

基本的にはできません。校区もしくは通学範囲が決められています。

Q13.居住している校区に該当の特別支援学級がない場合はどうなるのですか？

近隣の指定校の特別支援学級へ就学することになります。

校区の学校への新設を希望することができますが、必ずしも要望通り設置されるとは限りません。その際は、新設がされなかった場合の就学先について相談の中で確認します。

Q14.保護者の都合などで校区・通学範囲外の学校への就学を希望したい場合はどうなるのですか？

通常の学級の場合は、各区役所での手続きとなります。特別支援学級・特別支援学校の場合は、就学相談の際にご相談ください。基本的には校区・通学範囲の学校への就学が原則となります。

Q15.特別支援学校への送迎が難しい場合はどうしたらよいですか？

特別支援学校は通学区内にスクールバスが運行しています。運行ルートに応じて最寄りのバス停まで送迎していただくこととなります。乗車可否については、該当の学校との相談になります。

○ その他（特別支援教育について）

Q16.交流及び共同学習とはどのようなものですか？

特別支援学級は少人数（最大8名）のクラスで、他学年と合わせたクラス編成になる場合があります。特別支援学級に籍を置きながら、行事や学習によっては当該学年の通常の学級で学ぶことを交流及び共同学習といいます。ただし、交流の内容、頻度等は、お子さまの状況や学校の取組、学習活動などによって一人一人異なります。

Q17.特別支援学級への就学（転籍）は考えていないのですが、就学相談を申し込んでよいですか？

就学相談は基本的に学びの場の変更（行政手続き）を伴うものになります。就学（転籍）をお考えでない場合は、就学相談以外の相談をご検討ください。特別支援教育相談センターでは、早期教育相談（就学前幼児対象）、教育相談（小中学校児童生徒対象）があります。また、通常の学級に在籍し、月1回～週1回程度の障害に応じた特別の指導（自立活動）を特別な場で受ける「通級による指導（特別支援教室）」もあります（具体的な内容や申込みについては、当センターのホームページにある『北九州市の特別支援教育』（パンフレット）をご覧ください）。

北九州市立
特別支援教育相談センター

〒802-0803

北九州市小倉南区春ヶ丘10-2

TEL:093-921-2230 FAX:093-923-3010

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/kyou-tokushi-center.html>

